産業の振興のために

次は産業振興に関する施策です。

不況と雇用問題は、いま経済界はもちろん、政府あげてこの深刻な事態を打開するため、あらゆる手段を講じて取り組んでいるようですが、決め手とする有効な結果は未だ現れていません。冒頭の所信で申し述べたように、旧態依然とした従来の経済政策では明るい展望が開けるとは考えられず、今後もきびしい経済基調で推移するものとみられます。

これに対する地方自治体、とくに市町村がなし得る打開策として、有効な手段方法は、卒直にいってほとんどありません。ご存知のように、財政政策をはじめ金融政策、税制、為替管理、その他経済や景気をコントロールする手段・方法が市町村にはないからです。まして自由経済社会であればなおさらのことです。

しかしながら、市としても可能な限り公共事業投資や福祉の拡大、金融対策、農業投資などの諸施策を講じ、側面から企業経営の安定と雇用機会の増大を通じ、景気浮揚に少しでも寄与したいと考えています。

枠拡大など融資制度を充実

■商工業の振興

そこで商工業に対する施策として、ひとつは融資制度の充実です。すなわち、中小企業近代化資金並びに小規模事業振興資金の融資枠の拡大、貸付限度額の引上げ、利率の引下げなどを行い、できるだけ良質の資金を利用しやすいよう改善して、企業経営の一助に資することにしました。

また、中小商工業者がこの不況を自ら克服し体質強化を図るには、協業や共同化をすすめることが最も重要なことの一つです。これを助長するため、商工会議所への補助金の増額、商店街連合会に対する補助を行い、アーケード建設の援助も継続するなど、商工団体への助成の強化に努めたところです。

さらに、上越新幹線、新潟バイパスの開通を間近に控え、新潟市をはじめ、周辺都市への大型店進出の気運も盛んになってきています。早晩当市の商業環境も大きく変化するものと予想されますので、これの対応策を早急に準備する必要があると思われます。

これらのことについては、景気観測とあわせて関係機関、団体などと密接な連けいを図りながら、適切に対処していく考えです。

なお、勤労者福祉共済事業についても、三年目を迎えて会員も増加していますので、逐次改善・強化を図っていくつもりです。

農家の経営に援助をはかる

■農業の振興

次いで農業関係についての施策です。農業のおかれているその自然的条件や経営構造の脆弱体質からいって、行政の積極的援助による支えを必要とすることはやむを得ません。しかし、これもまた長期的な食糧政策を欠いたまま優先されてきた高度成長経済政策のヒズミとして、今日の我が国の農業の姿があると思われます。その結果、はなはだ遺憾ですが、政府の米の減反政策の強行によって、当市に対して二百四十七ヘクタールの配分がなされていることはご承知のとおりです。したがって、このような政策に対して基本的には反対の立場をとりながら、これに対する方策として次のように対処していく方針です。

まず、市と農協の共同出資による基金を設け、その利息の運用により稲作転換に伴う野菜などの転換奨励作目の市場価格を補償するほか、野菜や果樹への転作の場合、種苗・苗木購入についても補助を行うこと。

また、余剰米については、政府売渡し価格との差額の一部を助成すること、あるいは良質米の種もみ購入補助など、農業所得の減収を補うこととしています。

次に、五十三年度から新しく小合西部の花木生産地帯を対象とする「第二次農業構造改善事業」を実施します。畑地造成並びに潅がい施設の設置、農用地の集団化事業など、花木振興の基盤整備を図るとともに、当市特産花木の普及と流通促進に努めていく考えです。

このほか、畜産振興、農道舗装整備、大沢林道の築造、広域農道の建設促進、そのほかいくつかの継続事業もあわせて推進していきたいと思います。

以上、昭和五十三年度の施政方針と主要施策についてその概要を申し上げました。

なお、これに伴う関係条例並びに予算を議案として別途ご提案申し上げることといたします。

まちづくりに〝参加〟を期待

今日、地方行政に対する住民要求はきわめて増大・多様化しており、かつ地域社会に密着したものだけに、行政を担うものとしてその施策の選択と優先順位を誤ることのないよう、常に心していく必要があります。と同時に、市民もまた単なる受益者という立場にとどまらず、市民の役割を通じ、私たち自らのまちづくりに積極的な参加を期待して、私の施政に対する所信に替える次第です。

お買物、ご用命は市内で

ガスと安全

●ガスせん確認……

おやすみ前やおでかけのとき、必ずガスせんが閉っているかどうかもう一度点検しましょう。ガスせんを指で示して確かめる方法は大変よい習慣です。

越後天然ガス(株)　TEL(4)—2171

4月23日 県知事選挙は投票

市長選挙に引き続いて、こんどは新潟県知事選挙が行われます。この選挙は、4月30日任期満了に伴って行われるもので、3月29日に告示され、4月23日に投票が行われます。

候補者の政見などをよく見、よく聞いて、自分の判断で「安心して県政を託せる人」を選びましょう。

投票日と投票時間

四月二十三日（日）の午前七時から午後六時まで

投票所

前回（二月二十六日）の市長選挙と同じ場所です。なお入場券には投票所が記載してあります。

他市町村から転入した人

○…昭和五十二年十二月二十九日以降に県内の市町村から転入した人は、前の住所地で投票することになります（新津市で不在者投票ができる場合もあります）。

○…投票の際は、引続き県内に居住していることの証明書が必要です。

○…この証明書は、市役所市民課で発行しますので、早めに手続きをしてください。

新津市で投票できる人

○…新津市に住所がある日本国民であること

○…年齢が投票日現在二十歳以上であること（昭和三十三年四月二十四日以前の出生者）

○…基準日（三月二十八日）までに三か月以上新津市に住所を有すること（昭和五十二年十二月二十八日以前から住民基本台帳に記録されている人）

市内移動をした人

市内移動で、三月一日以降に住民基本台帳の転居手続きをした人は、前の投票所で投票することになります。

入場券

入場券は、前回と同じ方法で郵送します。もし入場券が届かなかったり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお申出ください。

投票の方法

投票の際は入場券をお持ちください。

①投票所へ入ったら、受付へ入場券を出してください。（入場券を紛失したような場合でも投票はできます。受付へお申出ください。）

②受付では、入場券と名簿を対照し、本人であることを確認します。

③これが済んだら、入場券と引換えに投票用紙（**白色の用紙に赤字刷り**）を受取ってください。

④つぎに、投票記載所で、用意してあるエンピツを用いて、決められた欄内に投票しようとする候補者一人の氏名を書いてください。

⑤投票の記載が済んだら、投票用紙を投票箱へ入れてください。

⑥投票が済んだら、投票所やその周辺にいないようにしてください。

※なお、身体が不自由な人などで、自分で書くことができないような場合は「代理投票」ができます。受付へお申出ください。

不在者投票

投票日当日（四月二十三日）出張や仕事の都合などで投票所へ行って投票することができない見込みの方は、不在者投票をして棄権しないようにしましょう。

□不在者投票のできる期間…四月二十二日まで（土曜日、日曜日もできます）

□時間…午前八時三十分から午後五時まで

□ところ…市役所新館二階の選挙事務室

□持参するもの…印かんと入場券（届いていないときはいりません）

郵便による不在者投票

身体の不自由な方で、次に該当する人は、郵便による不在者投票をすることができます。

○…身体障害者手帳をお持ちの人で、両下肢もしくは体幹の障害が一級もしくは二級の人

○…心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害で、一級もしくは三級の人

○…障害の程度が前号に該当すると県知事が証明した人

※なお郵便による不在者投票は、投票日の四日前（四月十九日）までに「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙などの請求をしなければなりません。早めに手続きをしてください。「郵便投票証明書」は市選挙管理委員会で発行しています。

選挙公報

候補者の経歴や政見などを掲載した選挙公報を全世帯にお届けします。よくご覧になって、投票の参考にしてください。

開票

開票は即日開票です。当市の分は、四月二十三日の午後七時三十分から市民会館大ホールで行われます。

選挙のお問い合わせは

入場券のことや不在者投票、そのほか選挙のことでのお問い合わせ・手続きは、市選挙管理委員会へどうぞ。市役所新館二階にあります。

☎四—二一一一番
内線二三〇番

会説 会演

●…とき…四月十日の午後七時から

●ところ…一小体育館

※候補者一人の演説時間は三十分です。